

平成25年（2013年）第1回

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
2月定例会会議録

2月22日（金）

午前10時03分 開会

午後2時58分 閉会

平成25年2月22日（金曜日）午前10時3分開議

○出席議員

	2番、佐久本洋介 議員
	4番、松田兼弘 議員
5番、名嘉 清 議員	
7番、赤嶺雅和 議員	8番、比嘉瑞己 議員
	10番、照屋清秀 議員
11番、玉那覇淑子 議員	12番、仲眞功浩 議員
	14番、幸地政和 議員
15番、唐真弘安 議員	16番、宇江原総清 議員
17番、又吉幸子 議員	18番、宮崎 豊 議員
19番、新城一智 議員	20番、糸洲朝光 議員
21番、比嘉正樹 議員	22番、宮里芳男 議員
23番、岸本洋平 議員	24番、新垣 新 議員
25番、島勝政 議員	

○欠席議員

1番、上門孝子 議員 3番、仲宗根宗弘 議員 6番、佐事安夫 議員
9番、嘉手苺光徳 議員 13番、棚原八重子 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	島袋俊夫		
副連合長	古堅國雄		
副連合長	儀武 剛		
事務局長	島袋庄一		
総務課	課長 仲俣弘行	主査 安次嶺 美妃	主事 伊波偉之
管理課	課長 仲地政直	副主幹 山内昌直	副主幹 外間明
	主査 伊川晶子	主査 玉城こずえ	
事業課	課長 岸本久博	副主幹 山城信好	副主幹 比嘉利季子
	副主幹 徳田千賀子	主査 稲田光彦	主査 玉城民枝
会計室	室長 上原邦雄		

○職務のため出席した者

書記	比嘉勝治
書記	喜屋武将太

(午前 10 時 3 分開会)

○議長(島勝政)

これより平成 25 年第 1 回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長(島勝政)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付しているとおります。

○議長(島勝政)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 10 番照屋清秀議員、11 番玉那覇淑子議員を指名いたします。

○議長(島勝政)

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日 2 月 22 日の 1 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって会期は 2 月 22 日の 1 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(島勝政)

日程第 3、議長諸般の報告を行います。

まずはじめに、上門孝子議員、棚原八重子議員、仲宗根宗弘議員、佐事安夫議員から、本日は欠席する旨の届け出がありました。

次に、沖縄県後期高齢者医療広域連合代表監査委員より、例月出納検査の結果がお手元に配布されておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、沖縄市選挙区の辺土名和美議員より、平成 24 年 10 月 4 日に辞職願が提出されましたので受理し、辞職許可の通知を行いました。

また、平成 25 年 1 月 25 日付けで、読谷村・嘉手納町・北谷町選挙区選出の田仲康榮議員が任期満了となりました。

この 2 件について、8 月定例会以降に各選挙区の議会において選挙を行い、沖縄県後期高齢者医療広域連合議員に新たに当選されました議員は、沖縄市選挙区選出棚原八重子議員、読谷村・嘉手納町・北谷町選挙区選出照屋清秀議員、以上 2 名

の議員となっています。

なお、議場の議席においては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 4 条第 2 項において、「新たに選挙された議員の議席は、議長が定める」と規定されておりますので、今回はお手元にお配りしました議席表のとおり、照屋清秀議員を 10 番に、棚原八重子議員を 13 番に指定いたします。

○議長(島勝政)

続きまして日程第 4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申し入れがありますので、発言を許します。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

平成 25 年第 1 回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

前回の議会が、昨年 8 月 17 日に開催されましたので、その日以降今日までの高齢者医療行政全般につきまして、その概要をご報告申し上げたいと思います。

まず、沖縄県医療費適正化計画についてご報告いたします。

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第 9 条に基づいて、県が 5 年を 1 期として策定しますが、県民の健康の保持、医療の効率的な提供について目標を設定し、推進するための施策等を定めるものであります。

2 期目の同計画の策定に向けて、県国民健康保険課に沖縄県医療費適正化計画検討委員会が設置され、保険者・被保険者・医療福祉関係者の各代表及び学識経験者を含め 13 人の委員で検討が進められております。

9 月 3 日に第 1 回の検討委員会が開催されました、先月までに 3 回の会議が開かれております。これまでの議論を踏まえて、3 月下旬には第 2 期医療費適正化計画が決定、公表される予定となっております。

次に、10 月 10 日に当広域連合の主催で、楽しい健康長寿教室をホテルコスタビスタ沖縄で開催いたしました。運動、栄養、思考ゲーム等を実施いたしましたが、参加者は 53 人で最高齢は 92 歳

でありました。

次に10月31日に、沖縄県市長会総会が開催され、当広域連合として①平成23年度の一般会計・特別会計決算、②平成25年度の一般会計・特別会計予算(案)、③平成25年度の人事方針(案)、④当広域連合広域計画(案)、⑤広域連合規約の変更(案)等について報告、説明を行いました。この報告、説明はこれまでも毎年行ってきたところでありました。

また、11月16日には沖縄県町村会総会が開催されましたが、同様に報告、説明を行っておりますので、併せてご報告いたします。

次に、11月7日に宮古島市で開催されました九州ブロック連合長会議についてご報告いたします。

この会議は、各県持ち回りで開催され、九州市市長会総会の開催に合わせて開かれるものであります。

連合長会議で決議されました主要望事項を報告いたしますと、①今後の高齢者医療制度の在り方については、社会保障制度改革国民会議で検討することとなっているところから、同会議の一日も早い開催と、運営主体及び改革スケジュールの明確化を求めています。②長寿健診等に係る経費の確保。③次の保険料試算に向けて、国の公費負担の増額を行うこと。④不均一保険料設定の特例について現行制度が続く間は、その適用を延長すること。⑤あんま・マッサージの再同意については、医師の同意書記載日から1年程度とし、これを超える場合には新たに同意書の提出を義務付けることなどが決議をされました。

次に、11月15日に東京都で開催されました全国広域連合長会議について報告いたします。

平成21年6月に設立されました同会議は、各地域ブロックから出された要望や意見を集約し、会議終了後厚労省に直接要請を行っております。今回もそのように要請されておりますけれども、今のところ厚労省からの回答は得られておりません。

次に、先月11日に九州厚生局による指導監査、また29日と30日には会計検査院による検査が実施されました。

いずれの検査でも、実務上の細々とした指導を受けておりますが、確定した指摘や文書による指

摘は受けておりませんので、併せてご報告いたします。

次に、先月22日に当広域連合の諮問機関であります「沖縄県後期高齢者医療制度運営懇話会」が開催され、2月議会に提案予定の議案を中心に、事業の実施状況等について説明を行っております。活発な質疑が交わされたこともご報告申し上げます。

最後に、制度改正の状況についてご報告いたします。

高齢者の新しい医療制度につきましては、昨年8月22日に施行されました高齢者の医療制度を含む社会保障制度改革推進法で、今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて第9条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることと規定され、現在15人の委員が就任し、検討が進められているところであります。

以上ご報告申し上げましたが、今定例会には連合長提案として同意案件1件、条例改正案3件、計画の策定案件1件、補正予算案2件、新年度予算案2件、合計9件の議案を提出してございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(島勝政)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

○議長(島勝政)

続きまして日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

○議長(島勝政)

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、北谷町議会選出の玉那覇淑子議員を指名いたします。

○議長(島勝政)

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました玉那覇淑子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました玉那覇淑子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました玉那覇淑子議員が議場におりますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

続きまして、玉那覇淑子議員当選の承諾及びご挨拶の登壇をお願いいたします。

○玉那覇淑子議員

皆様、おはようございます。

ただいま後期高齢者医療広域連合議会の副議長に選出をいただきました北谷町選出の玉那覇淑子でございます。選出いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、後期高齢者医療制度は、平成 20 年 4 月よりスタートしてまいりましたが、当初からさまざまな問題が提起された制度でもありました。

ことしはこの制度が見直されるのか、あるいは継続されるのか。議会も緊張感をもって臨まなければならないものと考えております。いずれにしても、急激な高齢化社会が進む日本社会においては、高齢化の医療制度は大変重要だと考えております。現医療制度が確かに高齢者の方々の命と暮らしを守るような、このような制度の改革あるいは充実に向けて、皆さんとともに力を尽くしていきたいと考えております。

また、議会運営にあたりましては、微力ではありますが、島議長をしっかりと支えていけるよう

頑張ってまいりたいと思います。

どうぞ、行政当局の皆さん、そして議員諸兄のご指導、ご鞭撻をたまわりたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで、就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(島勝政)

日程第 6、同意第 1 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員の選任同意について議題といたします。

なお、本案の議事につきましては、赤嶺雅和議員が地方自治法第 117 条の規定により、除斥されますので、赤嶺雅和議員の退席を求めます。

(赤嶺雅和議員退席)

○議長(島勝政)

それでは、これより提出者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

ご提案を申し上げる前に、田仲康榮議員におかれましては、当広域連合議会副議長として在任期間中ご苦勞いただきましたことに対しまして、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

そして、新しく就任いたしました玉那覇淑子議員の副議長ご就任、誠におめでとうございます。

議長ともども広域連合議会の円滑な運営に今後ともご協力いただきますようお願いを申し上げ、提案をしたいと思います。

同意第 1 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員に下記のものを選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第 16 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名 赤嶺雅和。

平成 25 年 2 月 22 日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合

連合長 島袋俊夫。

議案書の 2 ページに、ご本人の履歴書を添付してございますので、ご参照の上よろしくご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(島勝政)

ただいま連合長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、同意第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決いたしました。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午前10時22分 休憩)

(午前10時22分 再開)

(赤嶺雅和議員着席)

○議長(島勝政)

再開いたします。

日程第7、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由。平成24年10月11日付けの沖縄県人

事委員会の給与勧告及び構成市町村の職員の給与改定状況を考慮し、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があるためであります。

平成25年2月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させていただきますので、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

おはようございます。総務課長の仲俣です。本日もよろしくお願いたします。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、平成24年10月11日付けの沖縄県人事委員会の給与勧告及び構成市町村の給与改定等を考慮し、みずからの所有に係る住居に居住する者に対する住居手当を廃止することに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する必要があります。

主な改正点について、新旧対照表の5ページもご参照ください。

4ページをご覧ください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年3月5日条例第11号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号を第2号とし、同条第2項中「第1号または第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号または第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額」を、「当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」、「第1号」を「前号」に改め、同号を第2号とする。

附則(改正平成 25 年 3 月 25 日条例第 1 号)

施行期日。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(島勝政)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

若干質問をさせていただきます。

職員の分ということで、当連合職員の中での対象の数と一定の年齢層の部分とか先の総額も含めて教えてください。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

松田議員のご質疑にお答えいたします。

職員 27 名中管理職 5 名プラス副主幹 2 名の合計 7 名となっております。金額は住居手当ですの
で 1 人 3,000 円となっております。

○議長(島勝政)

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

はい、よろしいです。

○議長(島勝政)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結しま
す。

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

おはようございます。松田でございます。

私は、この沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正することに反対の討論を行います。

今回の住居手当も含めて、人事院勧告の部分と
いうことでうたわれていますが、全体的に公務員

と民間の格差を是正していくということでの切り
下げでございます。

この間、国の財政赤字を一定の分を解消するとい
う 2 つの目的があると思いますが、具体的に公務
員の給与を削減するのではなくて、民間の給与
を上げていく、景気を上向きにしていくという考
え方に立たないと、雇用も含めて本当に大変な状
況です。これは産業も元気にするという部分で、
公務員の給料削減ではなくて、民間も引き上げて
いくという立場で引き続き取り組んでほしいと思
います。併せて高齢者の皆さんの健康を守ってい
く、地域の広域連合の皆さんも含めて一緒に頑張
っていく立場で、職員が住宅ローンも抱えている
子育て世代は大変ですが、世代間の子育て支援も
含めて応援するという立場で今回は反対というこ
とであります。以上です。

○議長(島勝政)

次に、原案の賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第 1 号について採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することに賛成の諸
君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(島勝政)

挙手多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第 8、議案第 2 号、沖縄県後期高齢者医療
広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の

一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第 2 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後
期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正
する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由。

平成 22 年 12 月 16 日付、保発 1216 第 1 号の厚

生労働省保険局長通知に基づき、条例の失効期限を延長することに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する必要があるためであります。

平成 25 年 2 月 22 日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合
連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させていただきますので、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

議案第 2 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の失効期限を延長することに伴い、基金条例の文言を改正する内容となっています。

この条例は、保険料の軽減をするための臨時特例交付金を基金へ積み立て、軽減の財源に充てることを定めた条例です。新旧対照表 8 ページもご参照ください。

7 ページをご覧ください。沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例。

第 1 条 沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例(平成 20 年 4 月 1 日沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

附則 第 2 条第 1 項中「平成 25 年 3 月 31 日」を「平成 26 年 3 月 31 日」に改める。

附則 (平成 25 年 3 月 25 日条例第 2 号)

(施行期日)この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(島勝政)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

議案第 2 号について質疑を行います。

保険料の軽減のための基金の積み立てということでしたが、この保険料軽減の目的はどういったことがあるのでしょうか。

それと、軽減策はいろいろ種類があると思いますが、その軽減策別の人数をお聞きしたいと思います。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

おはようございます。

管理課長の仲地でございます。よろしくお願申し上げます。

基金の内容につきましては、この後、平成 24 年度一般会計補正予算でもご説明を申し上げるわけですが、まず被扶養者軽減からです。こちらは 9 割軽減を行いますので、その分に係るものがございます。あとは所得割 5 割軽減、均等割 8.5 割軽減になっております。

こちらは保険基盤安定制度が 7 割、5 割、2 割とありますが、それをさらに特別対策ということで上乗せをしまして軽減を行っております。その軽減の上乗せ部分に係るものを基金に入れて、翌年度それを財源にして保険料軽減分に充当するというところでございます。以上でございます。

(「課長、人数聞いたんですけど」)

と言う者あり)

国からは今回補正予算で 6 億 6,200 万円ほどの補正をやっているわけなんです、実際に国には所要額調査ということで調査物を提出しております。そちらのほうでご報告申し上げたいと思います。

まず、被扶養者軽減が対象者数 1 万 1,292 人、均等割 9 割軽減が対象者数 4 万 4,658 人、所得割 5 割軽減が対象者数 1 万 1,691 人、均等割 8.5 割軽減が対象者数 2 万 6,108 人、合計で対象者数 9 万 3,749 人となっております。以上でございます。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

2回目の質疑ですが、保険料を軽減するもとの法定の軽減策はあるけれども、さらに特別に軽減する措置もあったと。そのための基金だということで理解しますが、その軽減策がどうしてこの時限付きになっているのか。これは毎回毎回延長になっておりますが、なぜ時限付きなんでしょう。その点をお聞かせください。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

こちらの財源につきましては、国が毎年度補正予算を起しております。その補正予算でもって財源を確認した後に、保険料の条例を改正いたしまして翌年度の保険料の軽減に活用するというところで、毎年軽減の延長ということで条例改正を行っております。以上でございます。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

最後の質疑です。

今課長がおっしゃったのは、行政上の手続きだけの話です。私たちが知りたいのは、なぜ国はそうした期限付きでしか特別の軽減策ができないのかというところを聞いたつもりなのですが、皆さんからの答えはありませんでした。国民の多くの批判があつての制度でした。そういった中で、保険料の問題もあつて、国民世論に押されてこうした軽減策ができて、今延長が続いている状況だと私は思います。

そこで最後にお聞きしますが、先ほど軽減策を受けている人数がありましたけれども、これは沖縄県の被保険者の中で、大体どれぐらいの方たちが軽減策を受けているのか。パーセントをお聞かせください。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

パーセントといたしましては、平成25年3月末の被保険者見込数を12万7,428人ということで見

込んでおりますので、対象者数9万3,749人で割りますと、約73.6%の構成になってございます。以上でございます。

○議長(島勝政)

ほかに質疑ありませんか。

又吉幸子議員。

○又吉幸子議員

時限付きで毎年毎年このようにやっているわけなんですけれども、この部分で皆さん方が全部このように今回も9万3,749人分を算定して出しているわけですが、この翌年に使い切れなかったら返還という形ですが、翌年に繰り越して使えるという形ではないかということを確認したいと思えます。

それについてお答えいただきたいと思えます。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

こちらのほうは、基金にまず積みまして、必要な分だけを基金から繰り出しまして、特別会計に繰り入れます。それで余った分については、そのまま基金に残っております。この基金をまた活用しまして、次年度の保険料軽減に使うということでございます。

先ほど、約9億円で所要見込み額を提出したのですが、今回補正予算は約6億円になっております。こちらは基金残高を厚労省は活用してということで、その金額は約6億円になっております。以上でございます。

○議長(島勝政)

又吉幸子議員。

○又吉幸子議員

今回この補正予算の問題、6億円という形で次の議案のところが出てきているのですけれども。例えばこの部分が、皆さん方が算定して出したときに、ほとんどが認められているのかなという部分があったものですから、認められてその前の繰越金と一緒に合わせてやると、大体皆さん方が出した9億円という形でその予算が入ってくるのかどうか。これについてもお答えいただきたいと思えます。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

現在保険料の軽減に係る基金残高が約 12 億 8,000 万円ほどございます。今回、平成 24 年度で約 9 億円前後を取り崩す予定になっておりますので、差し引き約 4 億円が残ります。

これを先ほどの 6 億円と合計しまして約 10 億円ということで、こちらのほうで所要額を見込んだ 9 億円には十分間に合うのかなということで考えております。

○議長(島勝政)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより議案第 2 号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第 9、議案第 3 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第 3 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

について。

上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由。

後期高齢者医療制度における保険料軽減措置を継続するために、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第 32 号)の一部を改正する必要があるためであります。

平成 25 年 2 月 22 日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合

連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させていただきますので、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

議案第 3 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、保険料軽減措置を継続するために、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要があります。国庫補助金である臨時特例交付金で軽減する部分を継続するための改正です。

11 ページに新旧対照表もありますのでご参照ください。

10 ページをご覧ください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

附則第 14 条(見出しを含む)中「平成 24 年度」を「平成 25 年度」に改める。

附則第 15 条(見出しを含む)中「平成 24 年度」を「平成 25 年度」に改める。

附則第 16 条(見出しを含む)中「平成 24 年度」を「平成 25 年度」に改める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(島勝政)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、議案第3号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第10、議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について。

地方自治法第291条の7第3項の規定に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画を別紙のとおり策定する。

提案理由。

沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画第4条広域計画の期間及び改定に関することには、「広域計画は、原則として、平成20年度から24年度までの5年間とし、その後5年間を単位として見直しを行うもの」と規定をされており、平成25年度

からの施行に向けて議会の議決が必要となるためであります。

平成25年2月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合
連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させていただきますので、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の策定について説明いたします。

平成19年4月に地方自治法第291条の7により広域計画を策定していますが、広域計画は5カ年計画になっており、平成25年度より新たな5カ年計画を策定する必要があり、第2次広域計画を策定しました。

広域計画は、広域連合及び広域連合を組織する沖縄県全市町村の役割分担及び制度の事務を総合的かつ計画的に処理する事項等について定めています。

第2次広域計画は、前回策定された計画をより具体的に推進するために、事務局で各条項を精査し、内容を深めるための項番を追加して素案を作成し、市町村、県国保課と協議を行って本案を作成しております。県の助言、市町村との協議については、別紙の資料をご参照ください。

14 ページ以降の新旧対照表も併せてご参照ください。

17 ページをご覧ください。

まず、17 ページの新旧対照表で、市町村との協議や県との調整においての主だった追加があります。③市町村が実施する収納対策の支援、④市町村への医療費分析に関する情報の提供、⑤広域連合及び市町村職員に対する研修会の開催という項目を追加しております。

13-1 ページにお戻りください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合広域計画を沖縄県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画として次のように策定する。

第1条(1)の「、」を「。」に改め、「後期高齢者

医療制度の施行当初は、75歳で加入する公的医療保険を区分したことや、制度内容の周知不足等により、多くの意見・批判等が寄せられました。このため、国は所得の低い高齢者等への保険料軽減制度を拡充し、また、広域連合等においても制度の周知・広報等を図ってきたことから、現在は安定的に運営されている状況にあります。

このような中、平成24年8月に施行された社会保障制度改革推進法において、「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」と定められました。広域連合は、制度の運営主体として、高齢者等へ必要な医療を適切に給付する観点から、国の動向に注視し情勢の変化に適確に対応するとともに、市町村等関係機関との連携強化を図りながら、高齢者医療制度の施策を推進します。」を追加し、同条(2)中「及び」を「と」に、「が相互に役割分担を行い、」を「との役割分担、及び」に、「次のことを構築してまいります。」を「行う事業の運営指針となるものです。」に改め、①②を削除する。同条(3)①②に「。」を追加する。

第2条に「後期高齢者医療制度の推進と密接な関係にある各市町村及び県との関係する」を「市町村及び県が策定する後期高齢者医療制度の運営と密接な関係にある」に改め、「(1)健全な財政運営健全な財政運営を行うため、適正な資格管理を行うとともに、適確な歳入の確保・歳出の執行に努めます。特に当該制度の主要財源である保険料につきましては、医療費の動向を注視し、適正な保険料率の算定及び保険料額の賦課を行い、さらに保険料負担の公平性の確保を図るため、県・市町村と協議・連携のうえ、収納対策実施計画に基づいたきめ細かやかな納付相談により、一層の収納率向上に取り組みます。」を追加し、「(2)医療費の適正化 医療費の適正化を図るため、県の医療費適正化計画等を踏まえながら、関係機関と連携しつつ下記事業に取り組みます。」「①レセプト点検の充実」「②レセプト情報等の活用による医療費分析」「③保健指導の充実」「④ジェネリック医療品利用促進、医療費通知の実施」「⑤重複・頻回訪問事業等の実施」「(3)健康づくりの推進」「高齢者の

健康保持・増進のため、市町村及び関係者との連携を強化し、保健事業や健康づくりのための広報啓発に取り組みます。」「(4)事務処理の効率化」「事務処理の効率化を図るため広域連合と市町村の連携・協力を密にして、被保険者へのサービス向上に努めます。また広域連合及び市町村職員に対する研修等の充実を図り、職員の資質・能力の向上に努めます。」を追加する。

第3条の「及」を「及び」に改め、「で行うこととなっています。」を「が行います。」に改め、「当該事務のうち、」「広域連合の処理する事務から除かれ、」を削除し、「で処理されることとなります。」を「が行います。」に改める。同条(1)①の「資格の管理」を「資格管理」に改め、「・被保険者資格の取得及び喪失の認定」「・被保険者証及び資格証明書の交付決定」を追加、②に「・医療給付費等の審査並びに支給決定、給付実績の一括管理」「・レセプト点検及び保管」を追加、③の「の賦課」を削除し、「・保険料率の決定」「・保険料の賦課、減免及び徴収猶予の決定」「・市町村が実施する収納対策の支援」を追加、④に「保健事業計画、健康診査等、後期高齢者の健康づくり」「・市町村と連携した保健事業の推進」「市町村への医療費分析に関する情報の提供」を追加、⑤に「・広報活動及び相談業務」「広域連合及び市町村職員に対する研修会等の開催」「⑥上記事務に付随する事務」を追加する。同条(2)①の「資格の管理に関する申請及び届け出の受付」を「資格管理に関する事務」に改め、「・被保険者の資格管理に関する申請及び届け出の受付」「・被保険者証及び資格証明書の引き渡し及び返還の受付」を追加、②の「被保険者証及び資格証明書の引き渡し」を「医療給付に関する事務」に改め、「・医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し」を追加、③の「被保険者証及び資格証明書の返還の受付」を「保険料に関する事務」に改め、「・保険料の徴収及び滞納処分に関する事務」「・保険料に関する申請の受付」を追加、④の「医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し」を「保健事業に関する事務」に改め、「・広域連合との連携による健康診査等、地域の特性に応じた保健事業の推進」を追加、⑤「保険料の徴収及び滞納処分に関

する事務」を「その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務」に改め、「・広報活動及び相談業務」を追加する。

第4条文中、「20」を「25」、「24」を「29」、「し、」を「しますが、」に改める。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(島勝政)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

第2次広域計画の中の2番の広域計画の基本方針の中で、(1)に健全な財政運営という項目があります。この計画の策定にあたって、市町村との協議が行われたようではありますが、ある自治体からはこの財政の運営について、健全な財政運営について欠かせない収納率の目標数値を掲載する必要があるという意見や、また医療費の適正化については、医療費抑制の目標数値を掲載する必要があるのではないかという問い合わせがあったようです。そこでの議論は、どういった議論があって、その結果、今回の広域計画にはどのように反映されているのかお聞かせください。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午前10時59分 休憩)

(午前10時59分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

市町村には、以下述べるようなことで回答しております。

本来の目標収納率の設定につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律等において、保険料の徴収事務は市町村事務に位置づけられていること、また各市町村のこれまでの実績や事務体制等が異なることから、各市町村個別の収納対策計画、例えば年間スケジュール等に基づく目標収納率の設定が必要であろうと考えています。

そこで、当広域連合におきましては、各市町村の目標収納率をとりまとめた数値が、沖縄県の収納率の目標数値として適切ではないかと再考しております。

もっとも、現状では各市町村に対しまして、収納率向上対策の計画及び年度別の目標収納率の策定を依頼することは、現在数少ない職員数で多岐にわたる当該制度の事務を実施している市町村におきましては、かなり過度の負担であろうと思慮しております。

以上のことから、今回の広域計画には、沖縄県の収納率の目標数値は記載せず、今後の市町村との協議におきまして、これまで広域連合が策定してまいりました収納対策計画を参考に、市町村個別に収納対策計画を策定・実施していただき、当広域連合では各市町村の収納対策への取組状況や目標収納率の達成状況等を確認していきながら、沖縄県の保険料収納率の向上に取り組んでいきたいと考えております。との回答を市町村にしてございます。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

事業課の岸本でございます。

ただいま医療費の抑制の目標ということで質疑がありました。

医療費の抑制ということではなくて、医療費の適正化として承っております。抑制に関する目標値の数値においては、県・国においても指標とか基準などは、今のところ設定しておりません。

地域の医療体制あるいは保健事業や介護サービスの実施状況とも関連しておりまして、目標値を掲げるのは大変難しい状況であります。そういうことで医療費の適正化計画をつくりまして、その適正化計画に沿って進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

大変大事なところだと思います。確かに健全な財政運営は必要ですが、収納率を目標設定するあ

まりに、過度な取り立てにつながらないか、あるいは医療費抑制の目標をつくることによって、高齢者から病院を遠ざけるようなことがあってはならないと思います。

そういった意味で、広域連合が市町村としっかりと協議をして、現状にあった対策を取っていただくことを要望したいと思います。

それで、今議論の中でも出ましたが、この広域計画の中では、収納対策実施計画に基づいて進めるとありますが、この実施計画なるものは、広域連合が策定するのか、市町村が策定するのか、あるいは両方とも策定するのか。現状では、その策定状況はどうなっているのかお聞かせください。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

平成 24 年度の収納対策実施計画につきましては、広域連合で案をつくりまして、それを各市町村の担当者会議で提示をいたしまして、決定しております。

収納対策計画につきましては、平成 23 年度から具体的に細かい収納対策計画を策定しておりまして、24 年度も同様に策定しております。

以上でございます。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

最後の質疑ですが、こちらは今現状で幾つぐらいの自治体がつくっていて、幾つがつかっていないのかをもう一度お聞きしたいと思います。

あと 1 点ですが、この計画の中で、広域連合及び市町村が行う事務ということで、具体化が書かれておりますが、その中で資格証の管理に関する事務という項目があります。2008 年の制度開始以降 5 年たちました。国民の大きな批判を受けて、資格証の発行は沖縄県広域連合でも 1 枚もないと認識しております。これは全国でも 1 枚も発行されておられません。やはり、高齢者の命と健康を守る観点から、資格証というのはやはりなじまないという表れだと思います。

そうであるならば、この資格証の項目について、

県の計画では削除してもいいのではないのか。その点についての見解をお聞かせください。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午前 11 時 6 分 休憩)

(午前 11 時 6 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

市町村におきまして、収納対策実施計画を具体的に策定しているかどうかにつきましては、こちらのほうでも正確な数字を把握しておりません。

当広域連合から提示された収納対策計画に沿うような形で、市町村の実情に合わせて実施されているものと考えております。

それから次に資格証の発行についてですが、ご承知のとおり沖縄県の場合、保険料の収納率が全国最下位でございます。資格証の発行につきましては、悪質な滞納者につきましては、県と厚生労働省とも協議をしながら発行することができるという形になっております。このあたりにつきましては、市町村、県、国とも協議をしながらまた、そういった事例につきましては広域連合のほうには報告はされていませんが、今後、そういったことも予想されるということから、この計画の中に盛り込んでおきたいと考えております。以上でございます。

○議長(島勝政)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、議案第4号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

暫時休憩いたします。

(午前11時8分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

○議長(島勝政)

日程第11、発議第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐久本洋介議員。

○佐久本洋介議員

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者 議員 佐久本洋介。

賛成者 議員 唐真弘安。幸地政和。仲真功浩。

玉那覇淑子。

提案理由。

地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)が平成24年9月5日に公布されたことにより「地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治のさらなる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について必要な改正が行われた。」それに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する必要がある。

発議第1号。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則(平成19年4月27日議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改める。

第71条中「法第109条の2第3項」を「法第109条第3項」に改める。

附則(改正平成25年3月25日 議会会議規則第1号)。

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

よろしく願います。

○議長(島勝政)

ただいま佐久本洋介議員より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、発議第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第12、発議第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

佐久本洋介議員。

○佐久本洋介議員

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び沖縄県後期高齢者医療広域連合会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提出者 議員 佐久本洋介。

賛成者 議員 唐真弘安。幸地政和。仲真功浩。玉那覇淑子。

提案理由。

地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)が平成 24 年 9 月 5 日に公布されたことにより「委員会に関しての条項が一つの条文(改正法 109 条)に統合され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する必要がある。

発議第 2 号。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例(平成 19 年 4 月 27 日条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 委員の任期は、委員会に付された事件が議会において審議されている間在任する。

附則(平成 25 年 3 月 25 日 委員会条例第 1 号)
(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

○議長(島勝政)

ただいま佐久本洋介議員より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、発議第 2 号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第 13、議案第 5 号、平成 24 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第 5 号、平成 24 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)について。

平成 24 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 億 6,224 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3,118 万 4,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 2 月 22 日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合

連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては、担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

議案第5号、平成24年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について説明いたします。

歳入歳出とも補正前の額2億6,893万9,000円、補正額6億6,224万5,000円。補正後9億3,118万4,000円となります。

詳細につきましては、事項別明細書により説明いたします。議案書38ページ、39ページをお開きください。

まず、歳入の補正について説明いたします。

2款国庫支出金2項1目2節高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、補正額6億6,224万5,000円の増額補正となっております。平成25年度分の保険料軽減に充てる財源となります。

歳出については40ページ、41ページをお開きください。

2款総務費1項1目25節積立金、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金6億6,224万5,000円です。歳入で見込んだ額を基金積立金として歳出いたします。平成24年度の一般会計で受け入れ、基金へ積み立て、平成25年度特別会計で基金繰入金として繰り入れを行い、保険料軽減に充てます。

管理課追加資料に、臨時特例交付金の推移を示した資料が添付されていますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(島勝政)

ただいま、連合長と総務課長により説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いた

します。

○議長(島勝政)

これより、議案第5号について採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第14、議案第6号、平成24年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第6号、平成24年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について。

平成24年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ7億2,128万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,241億3,329万2,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年2月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合
連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

議案第6号、平成24年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について説明します。

歳入歳出予算の補正前の額1,234億1,200万

6,000円、補正額7億2,128万6,000円。補正後1,241億3,329万2,000円となります。

詳細につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

51、52ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

2款1項国庫負担金1目療養給付負担金1節現年度分7億9,706万円の増額。これは国の決定通知を受けて増額となります。

2目1節高額医療費負担金6,242万1,000円の減額。こちらのほうも国の決定通知を受けて減額となっております。

2項国庫補助金1目調整交付金2節特別調整交付金150万円の減額。長寿健康推進事業の実施に関する交付金の内示額確定による減額となっております。

続きまして、8款繰入金2項1目1節保険給付費等準備基金繰入金1,185万3,000円減。健康診査委託料及び健康診査渡航費用の減額となっております。

続きまして、53、54ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

2款保険給付費1項1目19節負担金、補助金及び交付金、療養給付費7億9,706万円、国庫負担金の追加交付によるものです。

次に55、56ページをお願いします。

2項1目19節負担金、補助金及び交付金、高額療養諸費6,242万1,000円の減となります。

事業課追加資料の1ページに高額医療費負担金所要額調書を添付してございますので、ご参照ください。

続きまして57、58ページをお願いします。

5款1項1目13節委託料、基本健診委託料1,055万3,000円の減となっております。理由は、貧血検査受診者等の見込みの減となっております。

19節負担金、補助金及び交付金、健康診査渡航費130万円の減となっております。見込み額の減となっております。

2目19節負担金、補助金及び交付金、健康増進補助金150万円減。市町村の補助額の決定による減額となっております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(島勝政)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより、議案第6号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第15、議案第7号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第7号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,061万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合

連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

議案第7号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算(案)について説明いたします。

平成25年度の一般会計の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,061万5,000円として計上してございます。対前年度比883万8,000円の増、3.7%の増となっております。

主な歳入について説明します。

69、70ページの事項別明細書をご覧ください。

1款分担金及び負担金1項1目1節市町村負担金、一般会計に係る市町村の共通経費として前年度比5.0%増の2億3,100万円を計上、主に人件費として使われます。各市町村ごとの共通費の分賦金は、広域連合規約第17条別表第3により、均等割額10%、高齢者人口割50%及び人口割40%として各市町村の負担すべき額を算定しています。市町村ごとの一般会計に係る共通経費の資料もご参照ください。

2款国庫支出金1項1目1節保険料不均一賦課負担金及び3款の県支出金1項1目1節保険料不均一賦課負担金として、制度施行前の老人医療費が沖縄県平均から20%以上乖離している市町村の不均一課税分を国庫・県それぞれ2分の1ずつ負担する分として、965万円を計上しております。

4款財産収入は、利子及び配当金として、特例基金の利子を30万2,000円予定しております。

次に、6款諸収入1万1,000円預金利子です。

続きまして72、73ページをご覧ください。

主な歳出について説明します。

1款の議会費として議員報酬、費用弁償等436万円を計上しております。年2回の定例会及び1回の臨時会分となっております。

74、75ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬として46万6,000円。連合長、副連合長及び

情報公開審査会委員に係る報酬です。2節職員給料、平成25年度も広域連合の事務局体制を現27名体制として、1億397万2,000円を計上しております。3節の職員手当は管理職手当、通勤手当、期末手当等職員に係る手当で等5,827万2,000円を計上しております。4節共済費3,383万4,000円です。7節賃金、臨時職員1名分として158万3,000円。9節旅費は、県内・県外旅費として231万5,000円を組んであります。11節需用費、広域連合の一般事務を執行するための経費、消耗費、印刷・製本費等となっております。289万4,000円となっております。12節役務費として、通信運搬費及び自動車保険料等で113万6,000円です。13節委託料として、主に財務会計システム保守料、広域連合OA保守委託料として208万1,000円。14節使用料及び賃借料は、広域連合の事務所の賃借料、財務会計システム、リース料等で1,157万5,000円としております。18節備品購入費として366万6,000円、事務用の備品、事務用パソコンの購入となっております。

続きまして76、77ページをお願いします。

2項選挙管理費1目選挙管理委員会費として報酬、旅費、需要費等を組んでおります。4万4,000円です。

続きまして78、79ページをお願いします。

3項監査委員費、監査委員に係る報酬、旅費等となっております。42万7,000円です。

続きまして80、81ページをご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費1目老人福祉28節繰出金は、6市町村の保険料不均一課税に係る国庫・県分を特別会計に繰り出す分で1,930万円となっております。

次に84、85ページをお願いします。

5款予備費として427万5,000円を計上しております。これは予備費的に発生する費用に対応していきます。

以上が平成25年度広域連合一般会計予算の案の説明でございます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(島勝政)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

一般関係の歳出についてお聞きしたいと思えます。80 ページと 81 ページにあります広域連合一般会計事業費の保険料不均一賦課繰出金ですが、医療費がほかに比べて 20%開きがあるところに対して調整するお金だという説明を聞きました。県内では6つの市町村があるといわれていますが、実際の医療費の乖離はそれぞれ何パーセントになっているのかお聞かせください。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ただいま質問のありました 20%以上の低く乖離しているところの率であります。宮古島市が 22%、伊是名村が 21%、竹富町が 22%の 3 市町村です。20%未満乖離しておりますところが渡嘉敷村の 3%、栗国村が 9%、南大東村が 10%の 3 村。これは、平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間の医療費の 1 人当たりの平均を出して算出しております。以上でございます。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

これらの市町村は、保険料を段階的にならしていくものだと聞いておりますが、2008 年度当初の保険料から、現在はどうぐらいになっているのか。それをお聞かせください。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午前 11 時 43 分 休憩)

(午前 11 時 44 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

保険料不均一賦課繰出金の経年的な数字でございます。

まず平成 20 年度が 5,120 万 3,696 円、平成 21

年度が 5,388 万 2,436 円、平成 22 年度が 3,563 万 9,678 円、平成 23 年度が 3,632 万 3,550 円、それから平成 24 年度歳出決算見込みでございますが、1,837 万 7,042 円となっております。

○議長(島勝政)

ほかに質疑ありませんか。

休憩いたします。

(午前 11 時 45 分 休憩)

(午前 11 時 49 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

○議長(島勝政)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(島勝政)

これより議案第 7 号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

日程第 16、議案第 8 号、平成 25 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

議案第 8 号、平成 25 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

平成 25 年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,241億9,307万4,000円とする。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は100億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年2月22日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合

連合長 島袋俊夫。

なお、詳細につきましては担当よりご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(島勝政)

仲俣弘行総務課長。

○総務課長(仲俣弘行)

議案第8号、平成25年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算(案)について説明します。

平成25年度の特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,241億9,307万4,000円として計上しています。対前年度比26億9,035万5,000円、2.2%の増となっております。

歳入について説明いたします。事項別明細書97、98ページをご覧ください。

1款市町村支出金203億1,814万8,000円、前年度比6億3,847万5,000円で3.2%の増となっております。1項1目1節事務費負担金は4億2,000万円、広域連合規約第17条別表第3による。均等割10%、高齢者人口割50%及び人口割40%として構成41市町村からの事務負担金となっております。市町村ごとの特別会計に係る共通経費の資料もご参照ください。2目保険料等負担金102億5,414万6,000円。市町村が予算計上すべ

き負担金見込み額の資料もご参照ください。1節保険料市町村負担金73億5,951万4,000円。低所得者等の保険料軽減分27億783万9,000円。2節滞納繰越分保険料1億8,679万3,000円。3目1節療養給付費負担金96億4,400万2,000円。12分の1の市町村定率負担分となっております。

事業課の追加資料の3ページに、平成25年度市町村負担金一覧の市町村ごとの定率負担分についてもご参照ください。

2款国庫支出金399億5,594万6,000円、前年度比4億9,831万7,000円、1.3%の増となっております。1項1目療養給付費負担金289億3,200万4,000円、これは12分の3の国の定率負担分となっております。2目高額医療費負担金5億8,776万6,000円、高額医療費負担対象額に対する4分の1を国が負担します。2項国庫補助金1目調整交付金103億2,959万円。2目健診事業費補助金6,892万2,000円。健診事業の補助となっております。3目保険者機能補助金605万4,000円、重複・頻回訪問事業、ジェネリック促進事業等の補助となっております。4目特別高額医療費共同事業費補助金3,161万円、特別高額医療費共同事業拠出金への補助となっております。

3款県支出金102億3,176万9,000円、前年度比1億7,752万1,000円、1.8%の増となっております。1項1目療養給付費負担金96億4,400万2,000円。12分の1の県の定率負担分となっております。

99、100ページをご覧ください。

2目高額医療費負担金5億8,776万7,000円、高額医療費負担対象額に対する4分の1を県が負担します。

4款支払基金交付金520億1,865万7,000円、前年度比で13億6,003万7,000円、2.7%の増となっております。給付費の支援金となっております。現役世代からの負担金で賄われております。

5款特別高額医療費共同事業交付金7,186万2,000円、前年度比1,391万8,000円、24%の増となっております。国保中央会から400万円以上の特別な高額医療費に対する交付金となっております。

6款財産収入1項1目利子及び配当金56万

9,000円。基金の利子となっております。

8款繰入金1項1目一般会計繰入金1,930万円。先ほど一般会計で説明しました保険料不均一賦課金として、賦課繰入金となっております。2項基金繰入金1目保険給付費等準備基金繰入金6億4,229万5,000円、保険給付費等準備基金からの繰り入れです。

続きまして、101、102ページをお願いします。

2目高齢者医療制度臨時特例基金繰入金8億7,852万6,000円、保険料軽減、また制度広報等の費用となっております。

次は歳出です。104、105ページをお願いします。

それでは、歳出について説明いたします。

1款総務費3億9,260万8,000円、前年度比で8,607万6,000円の減、△18%となっております。

1款総務管理費1目一般管理費1節報酬は3,422万8,000円、嘱託職員の報酬となっております。4節共済費604万3,000円、嘱託職員等の社会保険料となっております。7節賃金468万5,000円、臨時職員3名分となっております。9節旅費136万2,000円、制度運営懇話会、保健師・嘱託職員の費用弁償と普通旅費となっております。11節需用費658万4,000円、消耗品、印刷製本費として計上しております。12節役務費3,683万6,000円、通信運搬費、手数料を計上しております。13節委託料2億6,534万円、電算システムの保守委託料、国保連合会に委託する二次点検分、共同電算処理委託料等になっております。14節使用料及び賃借料3,605万5,000円、電算システムの機器リース、コピー等のリース料となっております。

続きまして108ページをお願いします。

2款保険給付費1,232億2,783万9,000円、前年度比27億4,868万3,000円、2.3%の増となっております。1項療養諸費1目療養給付費19節療養給付分として1,157億4,449万7,000円、事業課の追加資料を4ページに保険給付費の積算根拠についての説明もありますのでご参照ください。

2目訪問看護療養費19節1億9,952万1,000円、居宅において訪問看護ステーションの看護師からの訪問看護を受けた場合に支給されるものとなっております。

5目審査支払手数料12節診療報酬審査手数料として2億6,309万4,000円となっております。国保連に支払う手数料です。

110、111ページをお願いします。

2項高額療養諸費1目高額療養費19節61億1,169万2,000円、80万を超える部分を国が4分の1負担します。2目高額介護合算療養費19節6,665万2,000円となっております。

続きまして112、113ページをお願いします。

3項その他医療給付費1目葬祭費19節1億2,406万円。2目その他医療給付費19節7億1,821万7,000円、補装具や柔道整復師、はり・きゅう等の償還払いに充てるための費用となっております。事業課の追加資料といたしまして、8ページにその他医療給付費の明細及び積載根拠についての説明もありますのでご参照ください。

続きまして114、115ページをお願いします。

3款県財政課安定化基金拠出金1億1,087万4,000円、県の財政安定化基金で国・県・広域連合3分の1ずつの拠出を行っております。

続きまして116、117ページをお願いします。

4款特別高額医療費共同事業拠出金7,194万2,000円、国保中央会へ拠出する特別高額共同事業納付金と事務費の負担金となっております。

118、119ページをお願いします。

5款保健事業費3億5,073万9,000円、前年度比1,155万1,000円、3.4%の増となっております。

1項1目10節需用費196万5,000円、消耗品、印刷製本費となっております。13節基本健診委託料2億8,213万9,000円、集団健診個別健診等の委託料となっております。19節健康診査渡航費458万8,000円、総合保険協会北部地区医師会等の支払いとなっております。2目その他健康保持増進費13節委託料929万7,000円、高齢者訪問事業委託料、健康長寿教室委託料となっております。19節負担金、補助及び交付金5,275万円、市町村で実施している肺炎球菌ワクチン接種や人間ドック助成事業等健康増進事業の補助金です。

120、121ページをお開きください。

6款基金積立金、保険給付費等準備基金積立金として56万9,000円、準備基金の利子を基金へ積み立てします。

続きまして 124、125 ページをお願いします。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3,015 万 1,000 円、保険料の還付加算金等の金額となっております。

次は 128、129 ページをお願いします。

9 款予備費 835 万 1,000 円を予備的費として計上しております。

以上が主な歳出の説明となっております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(島勝政)

ただいま、連合長と総務課長より説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を許します。

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

新年度の特別会計予算です。質疑を行いたいと思います。

新年度の基本的な数値を確認したいのですが、制度が始まって 5 年になりますので、2008 年当初の比較も含めてお聞きしたいと思います。

まず最初に、沖縄県広域連合の被保険者数です。2008 年は何人で新年度は何人を予測しているのかが 1 点です。

構成比ですが、沖縄県全体の人口に占める 75 歳以上の被保険者の割合はどのように変化しているのかお聞きします。

次に、保険料の平均額は月額幾らでしょうか。この保険料は、全国平均と比べてどうなのか。沖縄県の順位は何番目に高い保険料になっているのかお聞かせください。

最後に、保険給付費は 1 人当たり幾らを新年度は予定しているのか。これは 2008 年と比べてどうなのかを含めてお願いします。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後 0 時 5 分 休憩)

(午後 1 時 1 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

午前を引き続き、会議を開きます。

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

まず、被保険者数の推移についてでございます。

全員協議会の場におきましても、資料を配付いたしました。読み上げたいと思います。

まず平成 20 年度の被保険者数としまして 11 万 1,334 人、沖縄県全体に占める構成比といたしまして 8.1%。

平成 21 年度 11 万 5,393 人で 8.3%。

平成 22 年度 11 万 9,496 人で 8.6%。

平成 23 年度 12 万 3,374 人で 8.8%。

平成 24 年度は 3 月末の見込みで 12 万 7,195 人で構成比が 8.9%です。構成比のほうにつきましては 11 月末時点での数字でございます。

平成 25 年度につきましては 13 万 768 人を見込んでおります。

それぞれの年度 3 月末の数字を申し上げます。

続きまして、保険料についてです。

1 人当たりの保険料額につきまして、平成 20 年度の確定賦課時点におきまして、1 人当たりの保険料額が 5 万 6,025 円、平成 21 年度が 5 万 2,510 円、平成 22 年度 5 万 3,557 円、平成 23 年度 5 万 4,444 円、平成 24 年度 5 万 6,788 円、平成 25 年度は 5 万 8,249 円を見込んでおります。

平成 20 年度が 5 万 6,025 円と高いのは、まだ保険料の特別対策の軽減がかかる前でございます。

続きまして、全国との比較でございますが、まず保険料の所得割率それから均等割額の比較から申し上げますと、沖縄県の場合は平成 20 年度から平成 25 年度まで均等割額 4 万 8,440 円。それから所得割率 8.80%ということで、据え置きをしております。

平成 20 年度、21 年度の均等割額につきましては、高い順から全国 3 位でございます。所得割率につきましては、高い順から全国 5 位でございます。

平成 22、23 年度におきましては、均等割額が高い順から全国 4 位、所得割率が高い順から全国 7 位でございます。

平成 24、25 年度につきましては、均等割額が高い順から全国 8 位、所得割率が高い順から全国 16 位ということになっております。

続きまして、1人当たりの平均保険料額につきましては、現在、手元にある資料でお答えさせていただきますと思います。

平成21年度につきましては、全国で23位、平成22、23年度にかけては全国で19位、平成24から25年度の見込みにつきましては全国24位ということで、資料を厚労省からいただいております。以上でございます。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

お答えいたします。

平成20年度と平成25年度の1人当たりの医療費についてでございます。

平成20年度の1人当たりの療養給付費は79万6,033円になります。その金額は、平成20年度は11カ月分の総量を平均して出した金額であります。平成25年度の1人当たりの療養給付費が95万4,361円になります。20年度と25年度の1人当たりの見込みで出しますと、19.89%の増となっております。以上でございます。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

ありがとうございました。

2回目の質疑を行いたいと思います。

今の1回目の質疑でわかったのは、高齢者人口が増えるに従って医療給付も増えて、その分保険料にも跳ね上がって返ってくるということで、本当に際限なく上がっていく様子がわかったかと思えます。そういった意味でこの保険料の影響がどうなっているのかを質疑したいと思います。

保険料の滞納者は、直近の数字で全体で何人になるのか。全体の数と特別徴収、普通徴収別でもお答えください。これは全体の被保険者の中で何割になっているのかも教えてください。保険料収納率はどうなっているのか。前年度の比較も聞きたいと思えます。

それと短期保険証の交付数、資格証の交付数を確認させてください。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後1時8分 休憩)

(午後1時13分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

保険料の直近の滞納者の実人数といたしまして、市町村から報告をいただいております。

平成25年2月14日現在で1,544人、こちらが実人数でございます。

それから特別徴収と普通徴収の構成費の割合については現在把握しておりません。

続きまして収納率の推移でございます。

平成20年度におきまして、沖縄県の収納率が96.3%、全国が98.7%でございましたのでマイナス2.4ポイント。

平成21年度は沖縄県が97.6%、全国が99.0%ですのでマイナス1.4ポイント。

平成22年度は沖縄県が98.0%、全国が99.1%でございますのでマイナス1.1ポイント。

平成23年度は沖縄県が98.2%、全国が99.2%、差し引きマイナス1.0ポイントということでございます。

したがいまして、全国と沖縄県の収納率の差は徐々に小さくなっているということでございます。

続きまして、短期証それから資格証についてでございます。平成24年12月末現在、短期被保険者証の交付人数は382人でございます。それから資格証明書の発行はございません。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

最後の質疑ですが、質疑の前に、今の2回目の滞納者数とかの質疑なのですが、本当に基本的なことだと思うんです。毎議会、議会から質問されています。しかし、きょう届いている報告書にもない。これはちょっとそれますが、事務局をして、報告のあり方について検討していただきたいと思えます。

質疑は3回目ですが、今、保険滞納状況が出ま

した。一番近い数字でも1,544人の高齢者の方が、保険料を納めたくても納めきれれておりません。

それで短期証の発行数382件と出ているのですが、この短期保険証の期限が切れたあとが心配です。2カ月が基本だと思うのですが、その期限が切れても、市町村窓口にとめ置きになっているケース、また更新ができなくて未更新、このどちらもいわゆる無保険状態の高齢者になるわけですが、こういった方たちは何人いらっしゃるのか。県内の自治体の数で言えばどれだけの自治体でそういった状況があるのかをお聞かせください。

それともう1点。先ほど全国との保険料収納率の比較数値が出ました。徐々に小さくはなっているのですが、全国の順位で言えばどういった状況にあるのかをお聞かせください。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

まず、保険証の未更新につきましては430名、未更新がいらっしゃる市町村数につきましては21自治体、あととめ置きにつきましては19名、とめ置きの自治体数としましては4自治体でございます。

それから保険料の収納率の全国との比較でございますが、沖縄県は平成20年度から全国最下位となっております。以上でございます。

○議長(島勝政)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結します。

○議長(島勝政)

これより本案に対する討論に移ります。

討論はありませんか。

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

那覇市選出の比嘉瑞己です。

ただいま議題になっております議案第8号、2013年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年4月当時の自民・公明党政権が、構造改革路線に基づく医療改革の柱として導入されました。

75歳になった途端、それまで加入していた公的医療保険から無理やり切り離され、別立ての医療制度に囲い込み、負担増と差別医療を押しつける世界でも例のない高齢者いじめの仕組みであります。この制度は、75歳以上の人口と医療費が増えれば増えるほど、保険料引き上げに跳ね返る仕組みとなっております。保険料の徴収は、年金からの天引きを基本としておりますが、年金収入の少ない人などは自分で納める仕組みです。

しかしながら、保険料を払いたくても払いきれない高齢者もたくさんいらっしゃいます。

沖縄県の後期高齢者医療制度に加入している高齢者は12万7,195人です。そのうち保険料の軽減策を受けている高齢者は、きょうの質疑で明らかになったように、実に7割以上の方々が何らかの軽減策を受けております。

しかし、それでも保険料が納めきれない滞納高齢者が、今年2月14日現在、全県で1,544人いることが明らかになりました。

有効期限が短い短期保険証の交付者数は382人です。

また保険証の未更新、とめ置きなど、いわゆる無保険状態の高齢者は449人にもなります。

厚労省の集計では、保険料を払えずに滞納している高齢者は、全国で25万人以上、滞納のため資産を差し押さえられた人も毎年増え続けております。高齢者を年齢で差別し負担増の痛みを強いる制度の根本的な欠陥は明らかです。高齢者を苦しめる制度は、直ちに廃止をして、もとの老人保健制度に戻すべきです。

よって、議案第8号、2013年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について反対をします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(島勝政)

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第8号について採決いたします。

本案は原案のとおり、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(島勝政)

挙手多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後1時22分 休憩)

(午後1時24分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

○議長(島勝政)

日程17、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。順次発言を許します。

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目、肺炎球菌ワクチン公費助成について。

(1)平成23年度人口動態統計調査によりますと、性別にみた死因順位で男性は、1位悪性新生物、2位心疾患、3位肺炎、女性の肺炎による順位は4位ですが、いずれも肺炎による死亡率が高く、さらに高齢になるほどその死亡率は高くなること示されておりました。

長野県の事例で、肺炎球菌ワクチン予防接種に取り組んだ自治体で、肺炎患者の入院が3分の1まで減ったという成果も報告されておりました。

①保険給付金の抑制を図る上からも、完全な公費負担が望まれると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

②インフルエンザワクチン予防接種と肺炎球菌ワクチン接種の併用で、肺炎の死亡リスクは8割減になるとされております。インフルエンザワクチン

の接種状況、肺炎球菌ワクチン接種の状況をお伺いいたします。

2番目に、医療費の適正化についてお伺いいたします。幾つかある中で、まず第2次広域基本計画案に示されているジェネリック医療品利用促進はどのように図られているか。また現在の利用状況をお伺いいたします。

3番目に、後期高齢者健診についてお伺いいたします。

病気の重篤化を防ぐためには、早期発見、早期療養が望まれますが、病気を予防する入口である健康診査は重要だと考えます。自治体の受診率をお伺いいたします。

あとは自席にて質問いたします。よろしくお伺いいたします。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

通告番号1番玉那覇議員の質問についてお答えいたします。

1の(1)高齢者肺炎球菌ワクチン接種は、疾病の重篤化を防ぎ、医療費の削減が見込まれることから、多くの方が接種できるような定期予防接種とし、全額を公費の負担で行うのが望ましいところでありますが、当広域連合は、市町村でいう一般財源がないため、厚労省の特別調整交付金の基準額を有効に活用し、事業を実施してまいります。

当広域連合において、自己負担を含め費用の全額を負担した場合、保険料や市町村負担金の負担増になります。実施する場合には、市町村や当広域連合の懇話会等の意見、要望を聴取し、慎重かつ十分な協議が必要と考えております。

(2)についてお答えいたします。

予防接種法に基づくインフルエンザワクチンの接種は、市町村が実施主体となっております。近隣の市町村へ確認したところ、後期高齢被保険者の接種状況を把握することは難しいとの状況でありました。市町村を統括しております沖縄県健康増進課へ確認したところ、平成23年度の65歳以上の接種率が58.7%という回答が得られております。

続きまして質問2、医療費の適正化について。

ジェネリック医薬品の利用促進について、平成 24 年度の被保険者証の更新に合わせて被保険者証とジェネリックお祝いカードを一体型にし、切り離して使用できるようにしました。このような取り組みを県薬剤師会や医師会、県歯科医師会に説明を行い、普及促進に向け連携を図っております。

また、市町村の窓口でジェネリックに関するパンフレットを配布する協力をお願いし、促進を行っている状況です。お手元の一般質問資料に配布した「上手なお医者さんのかかり方」のパンフレットを添付しておりますのでご覧ください。

現在の利用状況は、平成 24 年 12 月現在で 37.3%になります。

3 番、後期高齢者健診について。

当広域連合は、生活習慣病の早期発見、健康保持・増進及び介護予防等を目的として、長寿健診を実施しております。一般質問資料 1 ページに、平成 23 年度の市町村別長寿健診受診率が添付されておりますので、ご参照ください。

受診者が 3 万 3,848 人で、受診率が 28.3%の結果となっております。受診率の高い順位では南大東村が 66.9%、続いて竹富町が 63.6%になります。受診率の 40%以上が離島村を含め県内の 16 村となっております。平均を下回っている自治体が 13 市町村で、そのうち 4 市町村が 18 から 19%台にあります。平成 24 年度 2 月 4 日現在の受診率の速報値で申し上げますと、受診率が現在 25.0%となっております。以上でございます。

○議長(島勝政)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

肺炎球菌ワクチンの接種すべて公費で賄うと財源不足ということだと思います。

1 つの例ですが、これは長野県の波田総合病院ですけれども、ここで接種を始めたきっかけというのが、シーズンになると高齢者の重症肺炎患者が多くて病床が満床状態で、医療機関への搬送が余儀なくされる実態に陥ったとか、それから病院も疲弊をして患者の質の向上を図れないというような形で改善策が必要になったため、このワクチン接種が始まったといわれているわけなんです。

この病院で当初どういう状況があったかといいますと、ワクチン接種率は 45.7%でしたけれども、2006 年当初、肺炎死亡数が全国死亡者数に占める割合が 15%あったようです。ところが、ワクチン接種を始めたあとの肺炎死亡率が、2007 年には 6.1%に減ったということです。そして 2008 年には 9 月時点ですが 3.6%に大幅な改善がみられたということなんです。ですので、医療費の抑制を図る意味でも、やはりこういうことはしっかりとやっていく必要があるのではないかなと思うわけです。

沖縄県の状況をお伺いしたいと思うんですけれども、まず肺炎で入院した場合、入院費は 1 人当たりどれぐらいかかっているか。どのような形で皆さんは統計を取られているかお伺いしたいと思います。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後 1 時 26 分 休憩)

(午後 1 時 26 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ただいまの質問についてお答えいたします。

平成 23 年度の高齢者球菌ワクチンの接種率が、11.9%であります。人数にいたしまして 1 万 4,203 名です。

肺炎にかかる費用についてですが、平成 23 年度の 5 月分の診療のレセプトから換算いたしましたところ、1 人当たり約 36 万円かかっております。それを正式には効果率の測定は難しく、大体 4 分の 1 といわれておりますので、そうしますと約 9 万円の削減効果が見込まれるということになっております。以上でございます。

○議長(島勝政)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

このことからしましても、すべての方が今 11.9%のワクチン接種ということでしたけれども、すべての方がワクチンをしっかり受けていただければ、1 人当たりの入院費用がかなり削減される

と思います。

自治体の財政力によって、自治体では補助し、全額給付しているところもあるわけなんですけれども、後期高齢者医療制度はやはりこのほうにそれぞれの被保険者は保険料の支払いをしているわけですので、全ての75歳以上の皆さんがすべて平等にその権利を受ける必要があると思うわけなんです。

ですので、国にもそのことをもう少し訴えて、財源を確保していく必要があるのではないかと思います、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

国への要望についての質問でございます。

平成24年6月6日の全国広域連合協議会において、後期高齢者利用制度に関する要望書の中で、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の費用の負担増を求めています。以上でございます。

○議長(島勝政)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

ありがとうございます。

肺炎による死亡率というのは、年々上がっているわけなんです。去年は、順位が4位でした。23年度の動向調査では、それが3位に上がってきています。本当に高齢になるほど、その死亡率が高くなっていくというのがわかっておりますので、ここらあたりはもう少しちゃんと、公費から予算の獲得を何としてもお願いしたいということを要望して次に移りたいと思います。

医療費の適正化についてですが、今私の資料では、新薬とジェネリック医療費の自己負担の比較をしてみました。これはネットから取り出したんですけれども。まず幾つかの病名を挙げますが、高血圧症の場合新薬を使ったときに6,570円、ジェネリックを使った場合は4,380円、差額が2,190円ということです。糖尿病でいいますと、1万7,520円の新薬に対してジェネリックが9,860円、差額が7,660円、いろいろあるんですけれども、前立腺肥大症の場合は新薬が1万5,330円、ジェ

ネリックが8,760円ということで、6,570円の差額が出るんですね。これは、1日1回1年間服用したときの薬代です。そういうことからしても、こういうところをきちんと適正化していけば、すべて病気のものに関しては医療費の削減ができるものと思います。沖縄の普及率はどのぐらい普及されているのか。また、あまり進んでいないということですが、その理由はどこにあるんでしょうか。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後1時43分 休憩)

(午後1時43分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ジェネリック医薬品の利用状況でございますが、平成24年度の12月現在で37.3%、これは広域連合だけのものになります。沖縄全体としましては40.1%で、全国でも高い利用状況でございます。

○議長(島勝政)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

ありがとうございます。

目標をどこに置いているのか、お尋ねをしておきたいと思います。どれだけの目標数値を掲げているのか。そして、先ほどお願いカードとかパンフレットを作成してということでありましたけれども、お願いカードのパンフレットがそこにございますか。提示していただきたいんですけど。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時45分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

先ほどご説明しましたが、平成24年度の保険証とジェネリックお願いカードというのがありまして、それを一体型にして医療機関の窓口において、

あるいは薬局においてそれを提示しますと、薬剤師さんがそれを見て利用するというような仕組みになっております。

数値目標ですが、平成 17 年度末に日本ジェネリック医薬品学会というところが公表しておりますけれども、約 80%を目標にしているということがあります。

先ほどご説明しました保険証の下のほうにジェネリックお願いカードというのをつけてまして、

(「ジェネリックお願いカード」掲示)

これをそのまま提示すれば利用できるというふうな仕組みを取っております。以上でございます。

○議長(島勝政)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

ありがとうございます。

目標が 80%ということですので、ぜひ力を入れてジェネリック医薬品の普及に努めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、3点目の後期高齢者医療健診について伺いいたします。数字で示されておりますけれども、これはあとでまたゆっくり見たいと思っております。沖縄県全体の長寿健診受診率が 28.3%、これはよしと捉えているのか、どういう状態で皆さんはお考えになっているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後 1 時 48 分 休憩)

(午後 1 時 49 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

受診率は 28.3%なんですけれども、全体の被保険者に比べて十分な受診率とはいえません。

それで、市町村の低い受診率の自治体のほうへ受診率の向上を図っていきたく思っております。以上でございます。

○議長(島勝政)

玉那覇淑子議員。

○玉那覇淑子議員

特定健診と長寿健診との検査項目に違いがあるのかどうかということをお伺いしたいのと、これは基本的な健診でありますので、これから各市町村、自治体で受診者が少ないというところがかかり多いように思いました。ぜひともこの健診につきましても、自治体のほうで皆さんが健診をしっかりと受けられるような指導をぜひともやっていただきたいと思っております。

これを希望いたしまして、一般質問を終わりたいと思っております。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後 1 時 51 分 休憩)

(午後 1 時 52 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

お答えいたします。

長寿健診項目と特定健診の違いですが、特定健診は腹囲、心電図、眼底検査などがあります。長寿健診は、今述べた 3 項目についてはございません。追加項目として、クレアチンという血清の項目を沖縄県は独自で検査項目に入れております。以上でございます。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後 1 時 53 分 休憩)

(午後 1 時 53 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

お答えいたします。

長寿健診においては、肥満、腹囲が入っておりません。以上でございます。

○議長(島勝政)

これをもって、玉那覇淑子議員の一般質問を終わります。

次に松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

ハイサイ。ご苦労様です。

私は、高齢者の健康を守り、疾病の予防、医療費抑制につながる保健事業の進捗状況について伺います。

1点目に、肺炎球菌ワクチン接種事業について。

(1)平成24年度の特別調整交付金配分の算定基準について伺います。

(2)国からの交付金基準額の足りない分についての経費の確保については、県広域連合が充足することができないか伺います。

(3)国の責任において公費金額を国に求めるべきだと思われるが、当局の見解を伺います。

2点目に、長寿健診について。

(1)24年度の受診状況について伺います。

(2)高血圧・糖尿病・腎臓病について、治療が必要な男・女の実数はどのようになっているか伺います。また、それに基づいての保健指導と早期治療の働きかけについて伺います。

(3)貧血検査が導入されました。それについての評価と方向性について伺います。

(4)項目の追加について伺います。

3点目に、長寿健診に歯科検診の導入はできないか。

(1)歯科健診、口腔ケアについて導入できないか伺います。

(2)運営懇話会での口腔ケアについて、委員からどういう意見と要望があったか伺います。

4番目に、人間ドックについて。

(1)各自治体の実施状況。

(2)広域連合からの働きかけについて伺います。

(3)特別調整交付金の位置づけについて、当局の見解を伺います。

最後に、この事業についての具体的な取り組みとか国への要望を含めて連合長の見解を伺います。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

通告番号2番、松田議員の質問についてお答えいたします。

1番、肺炎球菌ワクチン接種事業について。

(1)特別調整交付金配分の算定基準については、

今年度、国から交付される予定の交付額は、基準額4,000万円と人間ドック分の1,276万1,866円を上乗せした額、合計で5,276万1,866円が上限額になります。人間ドック実施市町村に優先的に配分し、残額を市町村の4月時点の被保険者で按分し、割り当てております。そのうち肺炎球菌ワクチン接種事業の助成額が3,255万5,959円となりますが、事業を実施している市町村へ配分することになります。

(2)今年度の肺炎球菌ワクチン接種事業を実施する市町村の計画額は5,305万6,480円でございます。特別調整交付金で3,255万5,959円が交付額となり、差額の2,050万521円が市町村の負担で実施しております。

当広域連合の予算で充足することができないかという質問でございますが、広域連合で負担した場合、保険料や市町村負担金の増額となります。肺炎球菌ワクチン接種事業を実施していない市町村もありますので、市町村負担金の負担は求められない状況でございます。

(3)高齢者肺炎球菌ワクチン接種にかかる費用の自己負担を含め多くの方が接種できるよう、定期予防接種として全額公費で負担とすることが望ましいところでございます。

国への要望については、肺炎球菌ワクチン接種はインフルエンザと同様に、定期予防接種に位置づけ、国の負担することや特別調整交付金基準額の上限の見直し等を平成24年6月6日付けで、全国広域連合協議会から要望書を提出しております。医療費の削減の効果が見込まれることから、引き続き高齢者肺炎球菌ワクチン接種の必要性と財源の支援を要望してまいります。

2番、長寿健診について。

(1)配付しております一般質問資料の2ページをご覧ください。

平成25年2月4日現在、受診率の速報値でございますが、受診者数は3万787名で受診率が25%になっております。受診率が高い順位では南大東村が63.1%、続いて東村が60.3%、北大東村が56.8%でございます。25%未満の市町村は11市町村あり、一番低い受診率は14.2%となっております。今年度の受診率目標値は29.23%とし、受診

率の向上対策として、受診率の速報値チラシを市町村へ配分するなど受診勧奨に取り組んでおります。

事業評価としましては、平成20年度から年度ごとに受診率が上がっています。計画の目標値を達成しておりますが、平均受診率を下回る市町村もあることから、未受診者の対策に取り組み、受診率の底上げを図ってまいります。

2の(2)についてお答えいたします。

生活習慣病における高血圧、糖尿病、腎臓病の治療に必要な男女別の実数について、平成23年度の健診結果で見ますと、高血圧で治療が必要な男性は9,864人、女性は1万4,891人。糖尿病で治療が必要な男性は9,016人、女性1万2,500人。腎疾患で治療が必要な男性は5,244人、女性7,206人となっています。

保健指導と早期治療の受診の働きかけについて、広域連合では全市町村を対象に指導することは困難な状況にあるため、市町村へ高齢者の健康相談・保健指導の実施体制づくりをお願いしているところであり、市町村においては、医療費の伸びを抑える取り組みとして特定健診や特定保健指導の実施の向上を図り、生活習慣病等の予防策に取り組んでいる状況であります。

また、担当職員は他の業務も兼務している現状もあり、高齢者への十分な個別指導、受診勧奨が行き届いていないのが現状でございます。

今年度、当広域連合の取り組みとして、治療を受けていない方を抽出し、一部の市と共催し、介護保険や地域包括センター、健康増進などに係る担当職員の協力のもと、訪問指導を実施しております。今後は、必要とするデータの提供を行い、それぞれの役割を組み合わせながら、市町村との協力体制を構築し、健康相談・保健指導の推進に努めていきたいと考えております。

(3)貧血検査は、平成24年度より開始しております。貧血検査の判断は、国の基準に基づき医師が認める場合に実施されますので、12月現在で健診受診者2万6,167人のうち検査が必要とされた方698人全員が検査を受けております。

高齢者は、慢性的な貧血状態になっても自覚症状がないことから、貧血が放置されると活動性や

認知レベルの低下につながると言われております。慢性的な貧血検査を改善することにより介護予防にもつながるものと評価しております。また、貧血検査の重要性を広め、継続して実施していく所存であります。

(4)についてお答えいたします。

当広域連合の長寿健康診査において心電図、レントゲン等は健診項目となっております。平成20年度制度開始から、75歳以上の高齢者は生活機能評価と基本的な健診を同時に実施している状況です。現在、一般的な人間ドック等において検査が受けられます。

心電図については、前年度の健康診査の結果において、医師が個別に必要とし、さらに判断基準に該当する方は追加項目となっております。基準に該当する方は事業の補助対象になります。

レントゲンに関しまして、市町村のがん検診の検査項目として実施しているところもございます。全国の広域連合の実施状況を確認したところ、事業の補助対象外となっていることから、実施されていない状況であります。

心電図、レントゲンの追加については、他の広域連合から情報を収集し、調査を行い、その内容を踏まえ検討したいと考えています。

3番、(1)生活習慣病の予防においても、歯科健診、口腔ケアは重要性がうたわれており、生活の質の向上にとって欠かすことができない日常のケアであります。県歯科医師会では、館内に在宅歯科支援センターを開設し、居住地に近い在宅支援歯科協力診療所の紹介を行っておりますが、県民への周知が不十分であるとのことから、県歯科医師会と連携し、パンフレットの配布や広域連合が主催する健康教室の講演などの依頼を行い、周知、推進に努めていきたいと思っております。

(2)1月22日に開かれました後期高齢者医療制度運営懇話会において、県歯科医師会会長の比嘉委員より、平成25年度予算における保健事業の実施内容においてご質問がありました。

委員からは、昨年末から急増しているノロウイルス対策の事例として、口腔ケアを実施している施設などでのノロウイルス感染者が少なかったとの報告があり、長寿健診の細菌数のチェック等を

実施してはどうかのご意見をいただきました。高齢者への口腔ケアの重要性について、県歯科医師会から情報収集し、今後の課題として調査していく考えでございます。

4番、高齢者の人間ドックについて。

(1)各自治体の実施状況でございますが、平成24年度は特別調整交付金を活用して実施している自治体は、沖縄市、うるま市、読谷村、中城村の4自治体でございます。そのほか長寿健診受診券やがん検診受診券を併用し、市町村の助成で実施しているのは8自治体でございます。

(2)各市町村には、平成24年5月及び11月の市町村主管課長・担当者会議で、実施に向けて説明を行っております。しかしながら、市町村の実施体制や財源確保が整わないことから、積極的に取り組む市町村が少ない状況であります。また、被保険者の7割の方が低所得者で、保険料の軽減を受けている経済状況にあり、自己負担額の軽減が望まれるところです。多くの方が受診できるような対策を含め、引き続き市町村へ取り組みをお願いしていきたいと思っております。

(3)特別調整交付金の位置づけについて。

特別調整交付金は、震災などの災害やその他特別の理由により対象事業に配慮される交付金でございます。長寿・健康増進事業の実施、結核性疾患及び精神病に係る経過措置、東日本大震災に係る経費で一部負担金等免除の実施などが対象になります。

長年社会に貢献されてきた被保険者の健康づくりのために、積極的に取り組む事業に必要な費用に充てるため、市町村等に対して補助するものがあります。平成24年度は7事業の対象があり、その中で人間ドックの費用助成は被保険者が受診した場合の自己負担額を除く費用の助成を行っております。

5番、国への要望については、肺炎球菌ワクチン接種事業などそれらの保健事業については、安定的でより充実した事業実施のため、特別調整交付金基準額の上限額の見直しなどを平成24年6月6日付けで全国の広域連合協議会から要望書が提出されています。

また、平成24年11月15日の臨時広域連合長会

議において、後期高齢者医療制度に関する要望書の中で、健康診査事業については、生活習慣病の早期発見、重症化予防、ひいては医療費適正化に有効であるため、国庫補助の継続と予算の確保に努めることなど、国の財政支援を要望しておりますが、公費負担の拡充の見通しが見えない状況にあります。

当広域連合から事業の経費として支出する場合、その財源を賄うには保険料や市町村負担金の負担増となります。

今後の広域連合の運営にもかかわることから、被保険者や市町村のご理解を得るには、十分な協議が必要と思われまます。以上でございます。

○議長(島勝政)

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

項目ごとに再質問させていただきます。

1番目の肺炎球菌ワクチンの事業について、私8月にも質問をしたのですが、具体的に医療機関も含めて肺炎球菌ワクチンそのものが有効であると、8割の効果があるということで具体的に出されています。先ほど同僚議員の質問の中でも有効であると。医療費も抑えられてきたということで検証されています。

具体的にどうするかということになると、やはり市町村もこの分野では苦勞している中で、その辺の広域連合等の部分で基金等もあります。特に国へ求めていくという部分でかかわると具体的なあるのですが、その辺、具体的な部分がまだ見えてこないというのがあります。年度的に資金をつくるためにこういうことを考えていますとか、その辺の具体的な進捗の部分は、どういう形で今後進めていくかということについて再度伺います。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

休憩いたします。

(午後2時22分 休憩)

(午後2時22分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします

島袋庄一事務局長。

○事務局長(島袋庄一)

肺炎球菌ワクチンを公費で100%補助できる方向で何とか努力できないかという再質問につきましてお答えをいたします。

この件につきましては、私ども沖縄県広域連合は、全国の広域連合とともに、厚労省にこれまでも要請してきておりますので、引き続き継続的に要請を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(島勝政)

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

この件については、引き続き求めていくようにということでお願いします。

次に、長寿健診について再度質問させていただきます。

目標値が29%ということですが、25%の速報値できたということで、だいぶ前進はされてきてはいますね。その辺の各市町村の頑張りというのは数字で出てきているということで実感できます。

具体的に項目ごとに言いますと、報告の中から実際に高血圧と糖尿病と腎疾患については特別に質問を出して、いきさつについては具体的に透析になるまでの部分での病気の予防をしようという旨の質問をしたつもりです。その中で、糖尿病の治療の必要な人が男女合わせて約1万人もいる。腎疾患については男性が5,000人、女性が7,000人余り、合わせて1万2,000人を超えるということです。この辺の部分では、透析に行く段階の部分という危険信号というのは目に見えていますよね。その辺の部分で有効に対処していく。具体的に各市町村はどういうふうにやっていくか。事業も含めてどういうふうに方向性も見ながら、その辺での市町村とどういう連携がなされているかという部分で、全体の健診の部分とかワクチンの部分も含めて、その辺での現場でやっている人たち職員も含めて、高齢者も含めて、実際に大変な状況、所得が低いというのは金の問題も出てくるんだけれども、その辺で苦勞しているという部分があります。その辺でもうちょっと連合の部分として市町村にこういうことを絶対にやってほしいと

か、その辺の部分では取り組みの今後の方向性については、もうちょっと具体的にまだ見えてこないという部分がありますので、再度その辺の部分での考え方がありましたらお願いします。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後2時26分 休憩)

(午後2時26分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

ただいまの質問についてお答えいたします。

市町村等の具体的な取り組みについては、平成24年保健事業計画を作成しておりますので、その中で共に連携を図り取り組んでいきたいと思っております。

○議長(島勝政)

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

具体的にその辺についてはやはり取り組み方も含めて市町村によって若干の温度差がありますので、特にその辺の部分についてやっていただきたいと思っております。

引き続き項目について、貧血検査について1点ありました。具体的に項目によって出てくると。次の関連性で質問するのですが、やはり貧血の部分と合わせて高齢者の口腔ケアについてぜひやってほしいというのは、年がたって義歯になっても、食べる力というのは生きていく上で大切な要素だと考えています。その辺での口腔ケアについては、いろんな形で、がんじゅう教室とかでやられている地域もあります。那覇ではがんじゅう教室の中で訪問とか各歯科の先生方がいろんな形でやられているというのがありますので、ぜひ健診の中で何とかその辺はテーマとしていろいろあるので、費用の部分もあるし、歯科検診の部分での実費の負担ということもありました。あとはケアも含めてありますが、全体の健康講話の中でその辺の必要性も含めて、あと家族に対する歯磨きとかをやっている家庭もあります。その辺の周知、啓蒙をやっていく。口腔ケアの健診まで行かなくても、

何らかの形で次のステップを考えても構わないので、その辺のステップも含めながら両方考えながら進めていきたいというのがあるのですが、その辺の考え方も含めて、講話会の中で出された開業医の先生方の希望がありますので、その辺を再度答弁できたらよろしくをお願いします。

○議長(島勝政)

岸本久博事業課長。

○事業課長(岸本久博)

口腔ケアについては、大変重要性があります。その中で現在進めております県歯科医師会の在宅支援活動があります。その中で連携をとって周知を図ってまいりたいと思っております。

それから、議員がおっしゃったとおり、現在那覇市で取り組んでおります。広域連合といたしましては、各九州あるいは全国の取り組み、実施状況を確認し、調査し、それに向けて考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長(島勝政)

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

最後に連合長に。

この部分で、国にも全国一緒にワクチンも含めてあります。予防事業についても全体で取り組んでいくという決意を連合長から一言お願いします。

○議長(島勝政)

島袋俊夫連合長。

○連合長(島袋俊夫)

先ほどは松田議員のご質問に対しまして、現在の広域連合の取り組み対応等、そしてまた懇話会の中で各医師会の代表等々から提言されました内容等に対する対応等についてお答えさせていただきました。

国への要望等々、負担軽減を求める策につきましては、先ほど事務局長からも事業課長からもお答え申し上げましたが、連合長会議の中で九州、全国と上げていって国に要望事項を集約して要請をさせていただいているところであります。

それから協議会の中でもこのことにつきまして、事務局長としたその実務にあたる局長会議の中でも協議会として全国に要望を差し上げているところであります。いまだ回答が得られていな

いということが担当課長からの答弁でございました。今後もこれは負担軽減を図るため、特別交付金の継続等も含めて要望を続けてまいりたいと思っております。

それから先ほど来、健康受診関係のことで質問が相次いでおりますが、本日の議案の第4号の中で、沖縄県後期高齢者医療広域連合の第2次広域計画の中の策定におきましても、県との調整も進めながら、4号議案の改定部分、今回の改正後ということでもありますけれども、その中の18ページの中にも保健事業に関する事務等々の中で広域連合との連携による健康診査と地域の特性に応じた健康事業の推進とか、その他諸々の広報活動及び相談業務等々がございます。これを通して、各市町村の実態に応じた指導を今後も連携してやっていきたいと思っております。

そして、先ほど来出ております各市町村が公平に負担が公費で助成できないかとありますけれども、先ほど来ありますように、この広域連合の原資というものが各市町村の負担金であります。それ以外には、先ほど国から特別の交付金がありましたけれども、その事業そのものを実施しているところに、現在はその給付金の中から配分をして助成をしているという状況であります。あえて広域連合が公費でとなりますと、その分は各市町村に跳ね返っていくようになります。原則的に、今各市町村が41市町村事業を実施しておれば、では負担金をどのように負担していただけますかという話になります。ところが現在、それが各41市町村その事業を実施していく気があるのかないのか、また現実に実施している状況、実施していない状況の中で、負担を公平に納めていただくこととなりますと、実施をしていないところを実施しているところがまた新たに二重の負担をすることになりますので、これも現実の上ではなじまないということがあります。各市町村の統一した協議の中で整合性を図っていく必要があるだろうと思っております。

これからも各市町村の足並みをそろえて、平等に各地に住んでいる高齢者の方々が、そういう医療や子どもの広域連合の恩恵を受けられるような施策を一つ一つ調整をしながら調整を図ってまい

りたいと思っておりますので、これからもご理解
とご指導をよろしくお願い申し上げます。

○議長(島勝政)

松田兼弘議員。

○松田兼弘議員

終わります。

○議長(島勝政)

これをもって、松田兼弘議員の一般質問を終わ
ります。

休憩いたします。

(午後 2 時 36 分 休憩)

(午後 2 時 36 分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

次に比嘉瑞己議員の質問を許します。

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

それでは、通告に基づきまして、質問を行いま
す。

1 つ目に保険料の問題です。

後期高齢者医療制度の保険料は、2 年に 1 遍見
直しがあります。それで次期保険料の改定の見通
しについて問うものです。今でも高すぎる保険料
を、次期保険料改定の際には引き下げるべきだと
考えますが、当局の見解を問います。

次に、県内各自治体における短期保険証の有効
期限についての現状を問うものです。高齢者の命
と健康を守る意味からも、最低でも 6 カ月の有効
期限を広域連合の方針としてすべきだと思います
が、見解を問うものです。

最後に、県内各自治体における滞納者への差し
押さえの実態について問うものです。

残りの時間は自席より再質問を行います。

○議長(島勝政)

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答え申し上げます。

ご質問 1 につきまして、当県における保険料に
つきましては、後期高齢者医療制度施行当初の平
成 20 年度から平成 24 年度まで均等割額は 4 万
8,440 円、所得割率が 8.80%の据え置きとなって

おります。

また、保険料賦課限度額につきましては、平成
20 年度から平成 23 年度まで 50 万円、平成 24
年度から 55 万円となっております。平成 26、27 年
度の次期保険料改定につきましては、今後所要の
検討を行ってまいります。

主な検討事項につきましては、①被保険者数の
見込み、②医療費等の支出見込み、③医療費等に
係る負担金、補助金等の収入見込み、④財政安定
化基金の活用見込み、⑤剰余金の活用見込み等か
ら、保険料にて負担すべき保険料率等の算定を、
県及び市町村とも連携、協議しながら実施してま
いります。

当広域連合といたしましては、市町村国保と異
なり、保険料の上昇を抑制するための一般財源か
らの繰り入れがないことから、年々増加する医療
費に対しましては、極めて厳しい財政状況にござ
いですが、被保険者の急激な保険料負担の上昇を
少しでも緩和するため、慎重かつ適切に保険料の
算定を実施してまいります。

ご質問 2 につきましてお答え申し上げます。管
理課追加資料 4 ページをお開きください。

平成 24 年 12 月末現在、短期被保険者証の交付
人数は 382 人で、発行市町村数は 22 自治体とな
っており、短期被保険者証有効期間の内訳につ
きましては 1 カ月未満が 122 人、1 カ月から 2 カ月
が 156 人、2 カ月から 3 カ月が 95 人、3 カ月
から 4 カ月が 7 人、4 カ月から 5 カ月及び 5
カ月から 6 カ月が各 1 人となっております。な
お、資格証明書の発行はございません。

次に、広域連合の方針といたしまして、短期被
保険者証の有効期間を最低でも 6 カ月とすべき
である、につきましてお答え申し上げます。

本日提出しております広域連合議会定例会一般
質問資料 4 ページをお開きください。

短期被保険者証の有効期間を、原則 2 カ月と
していることにつきましては、当該制度施行当初
において、市町村と協議し決定しております。

今回、施行 5 年を経過したため、市町村に緊急
アンケートを実施いたしました。有効期間が現行
の 2 カ月がよいと考えているのが 31 市町村、全
体の 75.6%となっております。また、1 カ月の有効

期間がよいと考えるのが9市町村で全体の22%、3カ月が1市町村、全体の2.4%となっております。現行の2カ月の有効期間がよい主な理由につきましては、生活状況を聞き取り、納付計画を立てやすい等、納付折衝を増やすことにより、収納率の向上につながる、年金受給が2カ月に1回のため、それに合わせて納付相談がしやすいということがございました。

なお、参考のため国保の短期証の有効期限も合わせて調査しましたところ、1カ月の有効期限の市町村が35、全体の85.4%を占めておりました。

以上の結果を踏まえ、当広域連合といたしましては、保険料負担の公平性の確保及び滞納者に対して生活状況の聞き取りや分割納付の履行を促すための納付折衝の機会を増やすことにより、収納率の向上が期待できること理由から、現行の有効期間である2カ月が適切であると考えております。

ご質問3につきましてお答え申し上げます。

本日提出しております広域連合議会定例会一般質問資料5ページをお開きください。

当広域連合内の各市町村が実施しました滞納者への差し押さえにつきましては、平成21年度の滞納処分が1市で、滞納者1名の預貯金を差し押さえ、平成20、21年度の保険料滞納分に100万400円を充当しております。

平成22年度は1市2町で、滞納者計5名の預貯金を差し押さえ、平成20、21、22年度の保険料滞納分に合計41万4,569円を充当しております。

平成23年度は2町で滞納者計4名の預貯金を差し押さえ、平成20・22・23年度の保険料滞納分に18万6,605円を充当しております。

平成24年度は、平成25年2月14日現在、1町1名の預貯金を差し押さえ、平成22・23年度の保険料滞納分に4万3,600円を充当しております。

いずれの事案につきましても、市町村は、担税力があるにもかかわらず保険料を滞納したため、督促状や催告書等の文書を送付し、さらに電話催告や臨戸訪問を行っても納付に応じないケースや、納付相談に応じても理由もなく納付しないなど、悪質な滞納者に限りやむを得ず滞納処分を実施しているとのことでございます。以上でございます。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

それでは、今の差し押さえの件ですが、資料を見ると、全国と比較すれば沖縄県の件数は少ないものの、しかし高齢者のこうした財産まで差し押さえしてしまうというやり方に対しては、私は疑問を持っております。しっかりと当事者のお話を聞いて、納付相談に応じる姿勢をぜひ市町村に指導していただきたいと思っております。

それでは、保険料の改定の見通しなんですけど、幾つかの要件をお話しておりましたが、どれもすべて増加傾向にあるというのは、これまでの議論でも明らかです。その中で注目したいのが、4番目に挙げておりました財政安定化基金、この取り崩しについては今どういった状況なのか。基金の残高と今後の見通しについてお聞かせください。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後2時44分 休憩)

(午後2時45分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

島袋庄一事務局長。

○事務局長(島袋庄一)

再質問にお答えいたします。

県に設置されております安定化基金でありますけれども、25年度末で約18億円が積み立てられる予定になっております。これは当広域連合が3分の1、県が3分の1、国が3分の1ということで、今日まで積み立てを行ってきたものであります。先ほど課長から答弁がありましたように、適切に見込んでいくわけですが、当広域連合の内部努力だけでできないような場合には、県に設置されております基金の活用を含めて県のほうには相談をしたいというふうを考えております。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

保険料改定までまだ時間がありますので、今後とも議論を続けていきますが、ぜひこの安定化基

金の活用を積極的に働きかけていただきたいと思
います。

しかし、そうは言ってもこの18億円全部つぎ込
んだとして、保険料を抑えきれるかというところ
では大変疑問です。このように制度そのものが、
結局は高齢者人口が増えたり、医療費が増えてい
けば、おのずと負担も増えていく。では給付を下
げるのかという、こういった選択を迫るような、
ゆえにお年寄りいじめの制度だという批判がある
と思います。やはりこの制度の根本的な制度設計
のおかしさを指摘して終わりたいと思います。

短期保険証についてですが、議論を聞きました。
当初、市町村とも相談して、2カ月という広域連
合の方針を定めたということでしたが、お配りい
ただいた資料を見ると、必ずしもそうはなってい
ない実態があります。市町村も相談して2カ月と
決めたのにもかかわらず、2カ月未満の短期保険
証は合計で何枚になるのか。これは短期証発行の
何割になるのかお答えください。

○議長(島勝政)

休憩いたします。

(午後2時48分 休憩)

(午後2時48分 再開)

○議長(島勝政)

再開いたします。

仲地政直管理課長。

○管理課長(仲地政直)

お答えいたします。

先ほどと同じような答弁になるのですが、市町
村にアンケート調査をかけましたところ、国民健
康保険と足並みを揃えたいということで、1カ月
を希望しているところが9市町村、構成比で22%、
高齢者の実情を図り2カ月でいいと考えている市
町村が31で75.6%でございます。実際の発行数
につきましては、1カ月未満が122人、1カ月から
2カ月は156人ということになっています。以上
でございます。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

私の質問に答えていません。計算しますと、こ
の2カ月未満の発行数を足すと178ですよね。こ

ういった382の交付のうち178ですので、7割以
上が2カ月未満の保険証になっているということ
がわかると思います。

結局、皆さん方針として決めても、7割が2カ
月未満になっているわけです。市町村が2カ月が
いいということで決めたのに守られていない。こ
れは皆さんきょうの計画の中にも、広域連合がち
ゃんと資格管理に関する事務を市町村と連携して
行うと書いてあるじゃないですか。書いているの
にこうしたのが行き届いていないことが表れだ
と思います。そういった意味でも、指導を強めてい
ただきたい。この見解をまずお聞きしたい。

それと、最初の質問で私が述べているように、
高齢者は本当は短期証という形もなくしてほしい
ぐらいなんです、少なくとも半年の保険証を交
付すべきだと思います。私がこれを主張するの
には一つ理由もあります。今国保の制度を見ますと、
18歳未満の子どもたちは少なくとも6カ月の保
険証なんです。もちろん、経済的な力がないから
という観点もあるとは思いますが、しかしこの
75歳以上の高齢者もある意味ではほとんど年金
の生活に頼っている方たちばかりです。しかも病
院に行くという意味では、多くの高齢者の方々が
毎月毎月病院に行くわけですよ。これが1カ月未
満の保険証とかを渡された日には、あまりにも負
担が大きすぎる。

皆さんは高齢者の皆さんの収納率の問題を言っ
ていますけれども、私はこれは保険証の期限とは
別に考えるべきだと思います。

しっかりと高齢者の立場に立って、納付相談を
行えば、決して期限を切らなくてもきちんと対応
ができると思います。そういった意味で、私は最
低でも6カ月の保険証を配るべきだということを
主張しておりますので、その議論も踏まえて見解
をお聞きしたいと思います。

○議長(島勝政)

島袋庄一 事務局長。

○事務局長(島袋庄一)

再質問にお答えいたします。

短期証の運用につきましては、当広域連合はこ
れまでも市町村の担当職員の要望とか、再三行っ
てそれを踏まえて運用を行ってまいりました。

しかし、今後につきましては、またもう一度要望をお聞きしながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

全く広域連合みずからの仕事を放棄するような態度だと思います。何のために皆さんが市町村と連携するのか。皆さんがしっかりと方針をおろして徹底してもらうためですよ。なのに、今7割の短期保険証が2カ月未満になっているんですよ。この実態を見てどう思うんですか。市町村の意見だけを聞いて皆さんは終わりなのか。ちゃんと指導する立場にあるのが広域連合だと思うんです。少なくとも、この2カ月未満の保険証の実態を正す覚悟があるのか。この点を聞かせてください。

○議長(島勝政)

島袋庄一事務局長。

○事務局長(島袋庄一)

それでは、再々質問にお答えいたします。

私ども広域連合では、この運用基準につきましては、市町村の実情とか要望を踏まえまして決めて、運用を行っております。引き続き市町村の確認をとりながら、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長(島勝政)

比嘉瑞己議員。

○比嘉瑞己議員

議論が平行線になっていますのでもう終わりたいと思いますが、市町村の皆さんの意見も聞いて決めた方針が守られていない。この実態をどう思いになるのかということ、私今回テーマにしております。

私は強制的にやりなさいというわけではありません。みんなで決めたことを何で守らないんだ。こうした指導をするのが広域連合の役割だと思います。

また、高齢者の健康をしっかりと守る意味からも、2カ月証ではなくて、最低でも半年の保険証の交付を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長(島勝政)

これをもって、比嘉瑞己議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

○議長(島勝政)

日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配布いたしました申出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出たとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

○議長(島勝政)

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において、議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(島勝政)

ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(島勝政)

これで平成25年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午後2時58分 閉会)

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

平成 25 年(2013 年) 2 月 22 日

議 長 島 勝 政

署名議員 照 屋 清 秀

署名議員 玉那覇 淑 子